

大臣折衝事項

1. 令和4年度社会保障関係費等

令和4年度の社会保障関係費の実質的な伸びは、2. の令和4年度診療報酬・薬価等改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、令和3年度社会保障関係費（足元の医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を▲700億円程度減少させたベース）と比較し、+4,400億円程度（年金スライド分除く）とする。

なお、令和5年度以降の社会保障関係費については、新型コロナウイルス感染症による影響を含め医療費の動向を踏まえつつ、歳出改革努力を継続し、適切な水準となるよう毎年度の予算編成過程で協議する。

2. 診療報酬・薬価等改定

令和4年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 診療報酬+0.43%（国費300億円程度（令和4年度予算額、以下同じ））

※1 うち、※2～5を除く改定分 +0.23%

各科改定率 医科 +0.26%

歯科 +0.29%

調剤 +0.08%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 +0.20%
（具体的内容は3（1））

※3 うち、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%

（症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実

効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う)

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応+0.20%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来 ▲0.10%

なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

(2) 薬価等

①薬価 ▲1.35% (国費▲1,600億円程度)

※1 うち、実勢価等改定▲1.44% (国費▲1,600億円程度)

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応+0.09% (国費50億円程度)

②材料価格 ▲0.02% (国費▲20億円程度)

(3) 診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

上記のほか、新型コロナウイルス感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- ・在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ・医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
- ・外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し

- ・費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- ・薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- ・OTC類似医薬品等の既記載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

3. 看護、介護、障害福祉における処遇改善

(1) 看護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和3年12月21日）を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（注1）に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（注2）を創設する。これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

なお、令和5年度において追加で必要となる所要額（国費140億円程度）については、社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、安定財源を確保する。

（注1）救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

（注2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(2) 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置（注3）を講じることとする（介護：国費150億円程度、障害福祉：国費130億円程度）。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に

反映されるよう、適切な担保策（注4）を講じることとする。

なお、令和5年度において追加で必要となる所要額（介護：国費210億円程度、障害福祉：国費180億円程度）については、介護は社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、障害福祉は被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保する。

（注3）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注4）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

4. 雇用保険制度の見直し

雇用保険制度については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営を図り、セーフティネット機能を十分に発揮するため、以下のとおりとする。

（1）雇用保険料

令和4年度に限り、失業等給付の雇用保険料を本則（0.8%）から引き下げ、4月から9月までは0.2%、10月から令和5年3月までは0.6%とする。

（2）国庫負担

① 求職者給付

（i）雇用保険の財政状況及び雇用情勢に応じた国庫負担とするため、以下のとおりとする。

イ 労働保険特別会計雇用勘定の財政状況及び雇用情勢が一定の基準（注5）に該当する場合：現行の本則（1/4等）

ロ 上記以外の場合：現行の本則の10%

（注5）以下のいずれにも該当すること

- 前々年度の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が70万人以上
- 前々年度の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第5項の規定に基づき計算した割合（弾力倍率）が1未満

(ii) 予算で定めるところにより、失業等給付等に要する費用の一部を国庫が負担することができることとする。

(注6) 但し、雇用保険料が本則（0.8%）以上である場合若しくは次年度に本則となる見込みである場合又は積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合に限る。なお、本項に基づき負担した額は、(注5)の弾力倍率の計算に含めることとする。

② 育児休業給付等

同給付の収支状況等を踏まえ、現行の国庫負担を令和6年度末まで維持し、本則（1/8）の10%とする。

③ 求職者支援制度

雇用保険被保険者以外に対するセーフティネット機能を強化する観点から、令和4年度以降当分の間、国庫負担を本則（1/2）の10%（現行）から55%とする。

(3) 雇用保険臨時特例法

新型コロナ禍に対応するため、一般会計からの任意繰入及び雇用調整助成金等に係る一般会計負担について、令和4年度末まで可能とする。

5. 人への投資

人への投資を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージについては、一定期間、一定の規模で強力に取り組むため、令和4年度において、人材開発支援助成金や教育訓練給付等の枠組みを活用することと

し、民間の意見を踏まえた具体的な支援内容を決めるにあたり、外部有識者の意見を踏まえるなど、適切に実施する。

6. 社会保障の充実等

(1) 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえ、令和元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、令和4年度予算においては、看護職員・介護職員の処遇改善、不妊治療の保険適用、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置、医療情報化支援等を実施するとともに、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化等の経費を措置することとする。

このうち、社会保障・税一体改革の一環として行う社会保障の充実については、令和3年度補正予算において当初想定していた消費税増収分が確保されたことを踏まえ、令和3年度補正後予算に引き続き、公費2兆8,000億円程度(当該消費税増収分のうち消費税率1%分税込相当)を措置する。

(2) (1)のうち、医療情報化支援については、医療保険のオンライン資格確認等の導入及び令和5年1月からの電子処方箋の運用開始にあたって、医療機関・薬局のシステム整備を支援するため、医療情報化支援基金に公費735億円程度を措置する。その際、電子処方箋の運用にあたっては、多剤・重複投薬の削減や薬剤の適正使用に資するものとする。

7. その他

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)に基づく給付金等については、毎年度の予算編成過程で検討するというこれまでの方針が基本であり、令和4年度における対応として毎年度当初予算で措置してきた国費572億円程度に加え、国費604億円程度を措置する。

また、同法の提訴期限(令和8年度末)までに支給される給付金等に係る毎年度の予算措置については、令和4年度予算及び令和3年度補正予算における対応も踏まえ、国民全体で広く分かち合うことによ

り財源を確保する。

8. 全世代型社会保障の実現

(1) 現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、後期高齢者の患者負担割合への一定の所得がある方への2割負担の導入については、令和4年10月1日から施行する。

(2) 現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本である。今後、全世代型社会保障構築会議等において、これまでの改革のフォローアップを行うとともに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランス、現役世代の負担上昇の抑制、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方等、社会保障全般の総合的な検討を進め、更なる改革を推進する。

9. 「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革の着実な実行

令和4年度には団塊の世代が後期高齢者となることを踏まえ、以下の改革項目について早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画 改革工程表」等に基づき改革を着実に実行する。

(医療)

○ 各都道府県において第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定作業が令和5年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。

また、検討状況については、定期的に公表を求める。

○ 毎年薬価改定を実施するなど、薬価制度の改革をさらに推進し、薬

剤流通の安定のために平成12年度改定において設定された調整幅の在り方について検討する。

- 保険者協議会の機能強化なども含めた医療費適正化計画の在り方の見直しについて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和6年度から始まる第4期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。
- 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和6年度から始まる第4期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。
- かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進める。
- 都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方について、中長期的課題として検討を深める。
- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する。

（介護）

- 介護事業所・施設の経営実態等について正確な収益状況等を把握できるよう経営の「見える化」を推進するため、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。加えて、特別収益の財源及び使途等に係る調査を実施し

て、より適切な実態把握のやり方となるように介護事業経営実態調査等を見直し、令和5年度調査に確実に反映させる。

- 一人当たり介護費の地域差縮減等に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージを国として示すとともに、市町村別にその評価指標に基づき介護給付適正化に係る取組状況を公表するなどの「見える化」を確実に推進する。

また、調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方団体等と議論を継続する。

令和3年12月22日
内閣府
厚生労働省

大臣折衝事項

【保育士等の処遇改善】

保育士等の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（注1）を講じること。

あわせて、児童養護施設等や放課後児童クラブにおける職員についても、同様の処遇改善を行うこと。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注2）を講じること。

なお、令和5年度において追加で必要となる所要額（国費約210億円程度）については、被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保する。

（注1）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができると柔軟な運用を認める。

（注2）具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。